

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 知事指定薬物の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定居宅介護支援事業者の指定
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 指定居宅介護支援の事業の廃止
- 保安林の指定予定
- 保安林の解除予定
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧道路の位置の指定

環境管理課

健康推進課

〃

医薬安全課

長寿社会課

〃

〃

〃

治山課

〃

水産課

県民生活交通課

〃

都市計画課

建築指導課

目次

担当課（室）

【教育委員会】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 〃
- 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定の解除

教育委員会

〃

〃

〃

◎岡山県告示第八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年岡山県告示第五百十号により指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について指定を解除する。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
高梁市成羽町成羽字為清水通シ二三七一番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

◎岡山県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーション向日葵

倉敷市児島下の町一〇丁目三七四番地

平成三十年三月一日

◎岡山県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

クオール薬局倉敷店

倉敷市中島二三四〇一七〇

平成三十年三月一日

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

◎岡山県告示第九十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（四―フルオロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）イソブチルアミド（通称名四F―iBF、四―FI BF、四―Fluoroi sobutryl fentanyl）及びその塩類
- 2 N―（四―クロロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）イソブチルアミド（通称名四Cl―iBF、四―Chloroi sobutryl fentanyl）及びその塩類
- 3 N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルテトラヒドロフラン―ニ―カルボキサミド（通称名Tetrahydrofurfanyl fentanyl、THFF）及びその塩類
- 4 N―（ニ―メトキシベンジル）―N―メチル―一―（四―メチルフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名四―MMA―NBOMe）及びその塩類
- 5 一―（三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名三C―P）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成三十年三月三日から施行する。

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

◎岡山県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

レガロ・ヴィータ早島

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島一六三二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社広島京橋開発企業体

2 所在地

広島県広島市中区橋本町九番二号

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三〇八

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランサービス たけのこの家

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東四丁目四番地の四六六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人元気交流クラブたけのこの家

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東四丁目四番地の四六七

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四四六

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら整形ケアプランセンター

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東四丁目四番三一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人桜美会

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東四丁目四番四七一

3 指定年月日

平成三十年三月一日

4 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四五三

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ポルソ矢掛居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町横谷一四九七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団新風会

2 所在地

岡山県倉敷市玉島阿賀崎二丁目一番一号

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四九四

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

◎岡山県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターフェニックス田井

2 所在地

岡山県玉野市田井四一〇一四五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社フェニックス

2 所在地

岡山県玉野市田井四一〇一四五

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇六九三

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

◎岡山県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業者 衣笠内科医院

2 所在地

岡山県津山市椿高下三九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人衣笠内科医院

2 所在地

岡山県津山市椿高下三九

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇一五八

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

倉敷市児島田の口五二〇の一、五二一、五二二、五二三の一、五二三の二、五二四の一、五二五から五二七まで、五二八の一、五二九から五三三まで、五三四の二、五三五、五三六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の二、八九四の八、八九四の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第九十八号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔八四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいネットはやしま

三 代表者の氏名

渡邊 旭

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島三五三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、早島町民及び高齢者に様々な社会参加と自立を支援する事業などを行い福祉の増進と「まちづくり」に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔八五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じゅーく

三 代表者の氏名

大橋 平治

四 主たる事務所の所在地

英田郡西栗倉村大字影石八九五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者を含めた地域住民が安心、安全な暮らしの継続を目指す、行政機関をはじめ地域内の企業及び近隣企業の協力を得ながら地域住民の自立を促し豊かで潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔八六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成三十年二月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、笠岡市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

〔八七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令備前局 建第七一二号 平成三十年二月二 十一日	和気郡和気町大中山字中山寺二四三 番七、二五四番五	六・〇〇	七九・九二
		四・〇〇	三三・八七

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

〔八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二五二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代四二四八―三

齋形 忍

齋形 良香

三 許可番号

岡山県指令建指第二六九号

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

〔八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見二七一―一、二七一―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡里庄町大字里見四二五四―四

沖野 健一

沖野 由子

三 許可番号

岡山県指令建指第二九七号

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

〔九〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年三月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字法蓮一二七八―一、一二八四―一、一二八六―一、一二八六―四、
一二八六―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄一三四―一六

清水 宣彰

三 許可番号

岡山県指令建指第二七五号

平成30年3月2日 岡山県公報 第11969号

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

平成三十年三月二日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第四十号

二 認定年月日 平成十六年三月十二日

三 種別 重要無形文化財

四 名称 手漉和紙

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

倉敷市水江

丹下 哲夫

大正十三年七月二十二日生

六 解除年月日及び理由

平成二十九年五月十九日 保持者死亡のため